ＬＧ太陽電池モジュール出力保証

以下で指定される保証（以下「**出力保証**」）は、ＬＧエレクトロニクス（以下「ＬＧ」）によって販売され、地域の法律のもと、公認請負業者によって設置されたＬＧ太陽電池モジュール・モデル（以下「**モジュール**」）に適用されるものであり、その範囲は、最初購入者、およびモジュールを最初に設置した場所の所有者（以下、これらすべてを「**顧客**」と記載する）にのみ及びます。
保証開始日（「保証開始日」）は、顧客の据付完了日です。

1. 製品[１０]年保証

ＬＧは、通常の適用、設置、使用、およびサービスの状況において、保証開始日から［10］年間、材料または施工における欠陥が判明した場、モジュールを無条件で修理・交換します。この「**製品[１０]年保証**」では特定出力は保証しません。これに関しては以下の第２項目を参照してください。（「２５年出力保証」）

2. ２５年出力保証

ＬＧは、保証開始日から１年間は、モジュールの実際の出力がラベルに記載された出力の９７%より下回らないことを保証します。２年目以降の２４年間は、実際の出力は年率－０．７%以下の保証をしますので、満２５年後においても、少なくとも８０．２%の公称出力を保証します。

ＬＧ、または±３%の出力許容範囲を採択しているＳＴＣ条件（IEC 61215）での独立測定機関によって測定された際に、製品が保証された出力レベルに達しない場合、ＬＧの裁量権で（i)モジュールを修理する；（ii)(a)モジュールを追加で顧客に提供する(b)モジュールの交換などによって出力不足を補う、または(iii)本出力保証で保証する最小公称出力(８０．２%)と実際の出力（ＬＧのＳＴＣ条件で測定された）の差を、モジュールの市場価格に基づき金額に換算して返金する。

*出力値は、ＬＧのＳＴＣ条件下で測定される値とします。(a)ＡＭ１．５の光スペクトル　(b)１,０００Ｗ／㎡の照射、そして　(c)直角照射で２５℃のセル温度。

3. 本出力保証の適用法

本出力保証で定められた救済手段が唯一かつ排他的な救済手段であるものとし、本出力保証の最初の保証期間は定められた期間を延長することはできないものとします。また、本出力保証の規定によりLGは出力損失のための修理、交換、日割りの払い戻しなどにより新しい保証期間が開始されることもありません。
修理・交換は新しい、または再製造されたモジュールないし部品に対して適用され、交換されたモジュールないし部品はＬＧの資産になるものとします。モジュールが使用できない場合、ＬＧは、サイズ、色、形、モデル番号および/または出力レベルが同等の代替品で配送致します。

本出力保証は、顧客側に修理済みモジュールまたは交換用モジュールを再送するための納入地までの運送費用は負担しますが、ＬＧまたはＬＧの正規代理店へのモジュール返却に関する搬送損害または損失を含む輸送費用およびリスク負担とモジュールの設置、除去、または再設置に関連した他のいかなる費用も補償しません。ＬＧに返却されたモジュールに欠陥がないことが分かった場合、もしくは本出力保証が期限切れであった場合は、顧客は返送のための輸送費を支払う責任を負います。

4. 保証適用例外条項

4-1. 本出力保証は、下記のモジュールには適用されません。

(a)　[*場所*] 以外の地理的領域で売られたもの、および／または設置されたもの。

(b)　現品、または無保証、または消耗品として販売されたもの。

(c)　シリアル番号またはその一部が変更されたもの、書き換えられたもの、除去されたもの。

4-2. 本出力保証は、下記のモジュールにも適用されません。

(a)　車両、船など、移動手段での使用に起因する損傷または障害。

(b)　国および地域の電気工事規定に準拠しないことに起因する損傷または障害。

(c)　モジュール仕様書、設置マニュアル、取扱説明書、モジュールに貼ってあるラベルに合致しない設置に起因する損傷または障害。

(d)　不適切な配線、設置、あるいは取扱いに起因する損傷または障害。

(e)　モジュール以外の装置および/または部品によって、あるいは、そのような装置および/または部品の設置方法に起因する損傷または障害。

(f)　不適切または誤って実行されたメンテナンス、取扱いあるいは修理に起因する損傷または障害。

(g)　最初に設置された場所からの移動に起因する損傷または障害。

(h)　ＬＧの指示に従わない修理に起因する損傷または障害。

(i)　保管、包装または輸送の際の不適切な取扱いに起因する損傷または障害。

(j)　飛行物のような外的ショックまたは外的ストレスに起因する損傷または障害。

(k)　意図的な環境汚染場所への設置により起因する損傷または障害。

※LGE PVモジュールは塩水スプレーテストの規格"IEC 61701" を満足しております。
塩水と直接接触する場所に設置した場合は保証から除外されますが、IEC61701規格満足により
海岸沿いの環境及び地域で設置された状態で雨、霧、酸性雨などの影響を受けたとしても
出力は保証いたします。

(l)　自然災害（地震、竜巻、洪水、稲妻、ハリケーン、大雪など）や火事、停電、電力サージ、あるいはＬＧが制御できない予測不能な状況に起因する損傷または障害。

(m)　テロ行為、暴動、戦争、その他人災に起因する損傷または障害。

(n)　出力に影響を及ぼさない外面の汚れやキズ等から起因する損傷または障害。

(o)　通常の経年劣化または連続使用の結果生じた音、振動、さび、かき傷に起因する損傷または障害。

(p)　動作条件の許容範囲を超えた場所への設置に起因する損傷または障害。

5. 保証範囲の制限

準拠法によって禁じられる場合を除き、モジュールに関する商品性または特定の目的への適合性の黙示的保証は、保証期間中は制限されます。ＬＧはいかなる付随的損害賠償、特別損害賠償、結果損害賠償に対しても責任を負わないものとします。　これには滅損損失、利益の損失、一時中断、モジュールの故障、モジュールの移転・再設置費用、使用機会の喪失、モジュールから生じた人や財産への危害等に対する賠償が含まれています。　損害賠償を負うとしてもＬＧの法的責任は、要求の主張や紛争の項目で取り扱っているように、顧客が供給されたモジュールやサービス代のために支払った請求額を超えないものとします。　地域によっては、付随的損害賠償や結果損害賠償の除外や制限、あるいは黙示的保証の期間を許容しない場合もあり、上記の制限または除外は適用されないこともあります。　本出力保証は、顧客に特定の法的権利を与えるものです。　顧客には、地域によって異なる権利が存在することもあります。

6. 要求の主張

本出力保証の下における要求の主張は、顧客が(ｉ)当社モジュールの再販業者/卸売業者に書面で申し立て要求を知らせていること、あるいは、(ⅱ)許可された再販業者/卸売業者がもはや存在しない（例えば廃業または破産）場合には、この書面による通知が下記の第7項目に記載されている住所に直接送られていることが前提となります。　要求の主張には、ＬＧモジュールの購入および購入日の証明として原本の販売領収書を添付しなければなりません。　要求の主張は、要求が確認された日から(30)日以内に行わなければなりません。　ＬＧと顧客の両社の書面での認可が与えられた場合にのみ、モジュールの返却が行われます。

7. 保証の履行

本出力保証によって保証されている場合、ＬＧ代理店にすぐに通知するか、または下記のＬＧに直接連絡を取ってください。

ＬＧ**エレクトロニクス**

太陽光発電事業部

20 Yoido-dong, Youngdungpo-gu, Seoul 150-721, the Republic of Korea

電子メール： solarinfo@lge.com

ＬＧエレクトロニクス 日本法人

太陽光発電担当者

107-8512　東京都港区赤坂2-17-22赤坂ツインタワー本館9階

電子メール：doil.song@lge.com

顧客は、ホームページの （**www.lg-solar.com**）、 または電子メール（**solar.services@lge.com**）でLGに連絡することも可能です。

8. 不可抗力

ＬＧは、不可抗力、戦争、ストライキ、暴動、適当で十分な労働力・材料・収容力・技術力などの未確保から生じる産出障害、またはＬＧの力の及ばないその他予測不能の出来事などを含め、モジュールの販売時またはクレームの際に、十分に理解されていないすべての技術的、物理的事態を無制限に、顧客または第三者に対しても、販売契約条件における不履行または遅延の責任を負わないものとします。

9. 紛争

準拠法によって禁じられる場合を除き、顧客は形式を問わず、原因となる行為から1年以上が経過した後は、本出力保証との関係から生ずるいかなる紛争もしないことに同意します。

10. 仲裁

［*関連する国または州*］の法律により、 本出力保証とその契約条件のすべてが、抵触法の原則に影響することなく、準拠します。法律上のすべての行為、または本契約条件から生ずる不公平な事柄は、［*国または都市*］の仲裁に提出されます。本出力保証の下での仲裁は、［*仲裁機関の名称*］の現行規則に基づいて実施されるものとします。仲裁人の裁定は、管轄権のある裁判所の判断として拘束力があるものとし、提起されます。準拠法によって最大限に許容されたとしても、本出力保証の下での仲裁は、分類仲裁手続きの如何にかかわらず、本出力保証に従う対象者地域の仲裁は行われないものとします。

11. 分離独立性

本出力保証の一部条項、または項目、あるいは人や環境への適用が無効、無益、法的強制力がない場合、その箇所は本出力保証に影響を及ぼさないものとし、また他のすべての条項、項目はそのまま維持され、本目的のために、本出力保証のかかる一部条約、条項は、分離して取り扱うことができるものとします。

12. 有効性

本保証は、「**Kxx12xxxxxxx**」から始まるシリアル番号のすべてのモジュールに対して、2012年1月1日現在有効です。

ＬＧは、本出力保証の条項または適用を遡及はしませんが、事前の予告なく変更する権利があります。